

## 平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会 議事録

■日時 平成26年7月24日(木)午前10時00分～午後0時15分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### ■出席委員

田中正 第二部会長(会長代理)、片谷第一部会長、大塚委員、木村委員、興水委員、小堀委員、坂本委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、野部委員、羽染委員、平手委員、藤倉委員、守田委員、義江委員

### ■議事内容

#### 1 答申

##### (1) 「川口土地区画整理事業」環境影響評価方法書

⇒ 環境影響評価方法書における選定項目、調査手法等について、全般的事項並びに大気質、騒音、振動、水循環、動物及び植物の項目に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき旨の答申分を、全会一致で知事へ答申。

##### (2) 「(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、土壌汚染、地盤及び廃棄物の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 諮問

##### (1) 「産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

##### (2) 「大手町一丁目2地区開発事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

##### (3) 「都営村山団地(後期)建替事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

##### (4) 「(仮称)八王子インター北SC建設事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

#### 3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査 計画書	・(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業	平成 26 年 6 月 20 日
	・(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事	平成 26 年 7 月 4 日
2 環境影響評価書案	・産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業	平成 26 年 7 月 4 日
	・大手町一丁目 2 地区開発事業	平成 26 年 7 月 4 日
	・都営村山団地(後期)建替事業	平成 26 年 6 月 13 日
	・(仮称) 八王子インター北 S C 建設事業	平成 26 年 6 月 16 日
3 環境影響評価書	・菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その 2	平成 26 年 6 月 27 日
	・勝どき東地区第一種市街地再開発事業	平成 26 年 7 月 3 日
4 事後調査報告書	・一般国道 16 号線横浜町田立体建設事業(工事の施行中その 9)	平成 26 年 7 月 9 日
	・首都圏中央連絡道路(一般国道 20 号～埼玉県境間)建設事業(工事の施行中その 24)	平成 26 年 7 月 2 日
	・ひばりが丘団地建替事業(工事の完了後)	平成 26 年 7 月 2 日

<p>4 事後調査報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京王電鉄京王線（柴崎駅～西調布駅間）及び同相模原線（調布駅～京王多摩川駅間）連続立体交差事業（工事の施行中その9）</li> <li>・東京急行電鉄東横線（渋谷駅～代官山駅間）地下化事業（工事の施行中その6）</li> <li>・（仮称）IKEA立川建設事業（工事の施行中その2）</li> <li>・豊洲新市場建設事業（工事の施行中その3）</li> </ul>	<p>平成26年7月11日</p> <p>平成26年7月11日</p> <p>平成26年7月11日</p> <p>平成26年7月14日</p>
<p>5 変更届</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紀尾井町南地区開発事業</li> <li>・練馬清掃工場建替事業</li> <li>・新海面処分場建設事業</li> </ul>	<p>平成26年6月30日</p> <p>平成26年6月24日</p> <p>平成26年7月10日</p>
<p>6 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業</li> </ul>	<p>平成26年7月14日</p>

平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」

総会（第 3 回）

速 記 録

平成 25 年 7 月 24 日（木）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 10 時 00 分開会)

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、またお暑い中ご出席いただき、どうもありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 15 名の出席をいただいております。定足数を満たしております。

また、本日の資料の座席配置に田中修三委員のお名前がありますが、急遽、欠席との連絡を受けております。なお、本日は小島会長が所用により不在となっておりますので、会長職務代理及び会議の進行を、田中第二部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成 26 年度第 3 回総会を開催いたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくお願ひいたします。

○田中（正）会長代理 皆様、おはようございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、東京都環境影響評価審議会運営に関する要綱第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度とします。それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○田中（正）会長代理 傍聴人の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから平成 26 年度東京都環境影響評価審議会第 3 回総会を開催します。

冒頭に事務局から御説明ありましたように、本日は会長に代わりまして、私、第二部会長の田中が進行を務めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議は次第にありますように、答申 2 件に係る審議を行った後、諮問 4 件及び受理報告を受けることにいたします。

まず第一に、会議次第以降、資料 1 から始めさせていただきたいと思ひます。まず初めに、「川口土地区画整理事業」環境影響評価方法書の答申に係る審議を行います。この案件につきましては第二部会で審議しましたので、その結果について、私から報告いたします。

資料 1 を御覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を、事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。1 ページ目でございます。資料 1。

平成 26 年 7 月 24 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価方法書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

ということで、次のページを御覧ください。2 ページ目でございます。

## 第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 2 月 28 日に「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、環境の保全の見地から意見を有する者（以下「意見者」という。）及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市長（以下「関係市長」という。）の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

ということで、付表につきましては 5 ページのほうに記載がございます。

## 第 2 審議結果

方法書における環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

### 【全般的事項】

本事業は、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活かした立地に、流通・産業拠点の基盤を整備するものである。本計画地は、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」及び「八王子市都市計画マスタープラン」に流通業務施設の選定候補地及び産業拠点に位置付けられており、

八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部から成る約 172ha の区域で、現在の主な用途は山林である。

本計画地及びその周辺は、天合峰に続く主尾根を含めた広大な丘陵地となっており、東京都が定める「みどりのフィンガープラン」の対象地域に指定されている。過去の現地調査においては、本計画地や近傍でオオタカの繁殖やトウキョウサンショウウオの生息が確認されるなど、重要な種の生息環境が保全された都内では貴重な自然緑地となっている。

また、本計画地周辺の南側谷部や東側平坦部には、住宅団地や老人福祉施設などが存在することから、本事業は、工事施行中はもとより、工事完了後においても、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

このため、本事業の実施に伴う大規模な土地の造成、道路の築造、法面の設置等により、大気質、騒音、振動、水質、水循環、斜面の安定性、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等など周辺環境への影響が懸念されることから、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を検討し、これらについて、準備書以降の図書において明らかにすることが重要である。

#### 【個別事項】

(大気質、騒音、振動共通)

- 1 計画地周辺の将来交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、交通の集中に伴う大気質・騒音・振動の予測及び評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を準備書以降の図書において詳細に記載すること。
- 2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う大気質・騒音・振動を環境影響評価項目として選定しない理由について、工事用車両の台数や運行に伴う環境への影響が不明確なことから、これらを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価すること。

(水循環)

- 1 大規模な自然地の改変を伴う事業であることから、水循環に係る予測・評価が適正に行われるよう努めるとともに、必要な環境保全のための措置について、準備書以降の図書において記載すること。
- 2 土地の改変に伴う水循環に与える影響について、土地利用と事業計画の重ね合わせにより予測・評価することとしているが、必要に応じ現地調査を行った上で、降雨流出モデルを用いるなど、可能な限り定量的に予測・評価すること。

(動物)

- 1 事業計画地内及び周辺におけるオオタカ等の猛禽類営巣地調査の踏査期間については、猛禽類の造巣に影響を与えないよう、専門家の意見を十分に踏まえた上で、動物の生態に配慮した調査を実施すること。
- 2 水生生物の調査において、サンショウウオ類やホタル類はもとより、環境省版レッドリストの EN (絶滅危惧 IB 類) に分類されているホトケドジョウについても、必要に応じて専門家の意見を聴取することや、生息適地に係る調査もやや広く調査地域に含めるなど、生息地及び生息環境の的確な把握に努めること。

(植物)

環境省版レッドリストの VU (絶滅危惧 II 類) に分類されているキンラン、ヤブムグラ、ペアソブ等について、事業計画によっては、移植等の措置が必要となる場合もあることから、必要に応じて専門家の意見を聴取することや、生育適地に係る調査もやや広く調査地域に含めるなど、生育地及び生育環境の的確な把握に努めること。

### 第3 その他

- 1 方法書で示された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、方法書に係る住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価準備書において対応すること。

- 2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京都環境影響評価条例第 83 条第 1 項の規定に基づき、その内容を書面により報告すること。

以上でございます。

○田中 (正) 会長代理 ありがとうございます。

それでは、第二部会で行われました審議の経過について御報告いたします。

ただいま事務局から御説明がございましたように、本方法書は平成 26 年 2 月 28 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。本事業は、圏央道八王子西インターチェンジに近接する土地に物流拠点の基盤を整備するもので、対象事業の種類は「土地区画整理事業」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、(大気質、騒音、振動共通) の意見です。交通の集中に伴う大気質・騒音・振動の予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を詳細に記載するよう求めるものなど、2 件でございます。

次に、(水循環)です。予測手法において、必要に応じて現地調査を実施した上で、降雨流出モデルを用いるなど、可能な限り定量的な予測を行うよう求めるものなど、2件でございます。

次に、(動物)です。オオタカ等の猛禽類営巣地調査の調査時期については、造巣に影響を与えないよう、専門家の意見を踏まえた上で、生態に配慮した調査を行うよう求めるものなど、2件でございます。

最後に、(植物)です。絶滅危惧Ⅱ類に分類されているキンラン等、移植等が必要となる場合も考えられることから、必要に応じて専門家の意見を聴取することなどを求めるものでございます。

本方法書に対しましては、都民等から 116 件の意見が事業者に提出されております。また、関係市長である八王子市長及びあきる野市長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して準備書を作成するよう求める次第でございます。

報告は以上ですけれども、何かご意見等ございますでしょうか。

○片谷第一部会長 一つ。

○田中(正)会長代理 どうぞ。

○片谷第一部会長 妥当なご指摘が書かれていると思います。大変驚いたのは、大気質、騒音、振動共通ということですが、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を選定しなかった理由が、説明が不十分だというご指摘が出ているんですけれども、凶書を見ますと、「少ないと想定されるため」という表現だけで片付けていて、これははっきり言って驚くべき手抜き凶書ですので、定量的に書けるはずですので、そういうところはきちんと定量的に書くように事業者に強く指導していただければと思います。

○田中(正)会長代理 ただいまの御意見に対しましては、事務局のほうから事業者に指導していただくということで、よろしく願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○田中(正)会長代理 ほかに御意見等ございますでしょうか。第二部会で担当された先生方で、補足説明等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なしの声」)

○田中(正)会長代理 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書の「かがみ」を配布してください。

(「かがみ」を配布)

○田中（正）会長代理 それでは、答申書を読み上げてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 10 号

平成 26 年 7 月 24 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価方法書について（答申）

平成 26 年 2 月 28 日付 25 環都環第 562 号（諮問第 415 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

以上でございます。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、続きまして「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」に移ります。これの環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。この案件につきましても第二部会で審議しましたので、その結果について、私から報告いたします。

資料 2 を御覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を、事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、6 ページから読み上げさせていただきます。

平成 26 年 7 月 24 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

7 ページでございます。

「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」に係る  
環境影響評価調査計画書について (案)

第1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 5 月 23 日に 「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書 (以下「調査計画書」という。) について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、裏面の 8 ページでございます。

第2 審議結果

【土壌汚染】

計画建物には工場が設置されることから、施設の供用に伴い排出される物質の種類及び排出状況等を把握し、土壌に及ぼす影響を未然に防止できるよう、必要に応じて工事の完了後についても予測・評価すること。

【地盤】

- 1 現地調査において、事業の実施に伴う地盤の変形の程度を適切に把握するため、地盤の状況についても調査事項に含めることとし、その調査方法を記載すること。
- 2 掘削工事における地下水の揚水等による地下水位の低下に伴う地盤沈下も考えられることから、工事の施行中における地下水位の変化が周辺地盤に与える影響についても予測・評価すること。

【廃棄物】

- 1 計画地には既存の工場があることから、撤去建造物について、特別管理産業廃棄物等の状況を調査するとともに、存在した場合は予測・評価すること。
- 2 計画建物には工場が設置されることから、施設の供用に伴う産業廃棄物についても予測・評価すること。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○田中（正） 会長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の経過につきまして御報告いたします。

本調査計画書は平成26年5月23日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。本事業は港区三田一丁目に位置する面積2.5haの土地において共同住宅、店舗、事務所、駐車場等を新築するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。まず【土壌汚染】についての意見ですが、計画建物には工場が設置されることから、施設の供用に伴い排出される物質の種類等を把握し、必要に応じて工事の完了後についても予測・評価するよう求めるものでございます。

次に【地盤】についてです。現地調査において、地盤の変形の程度を適切に把握するため、地盤の状況についても調査事項に含め、その調査方法を記載するよう求めるものなど、2件でございます。

最後に【廃棄物】です。計画地には既存の工場があることから、撤去建造物について、特別管理産業廃棄物等の状況を調査し、存在した場合は予測・評価するよう求めるものなど、2件でございます。

本調査計画書案に対しましては、都民から6件の意見書が提出されております。また、周知地域区長である港区長からも意見書が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して環境影響評価書案を作成するよう求めるものでございます。

報告は以上でございます。

何か、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○谷川委員 一点だけ。ここに工場があるというふうにかかれてるんですけど、どんな工場なんですか。

○田中（正） 会長代理 事務局、お願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 調査計画書の1ページの下の注書きのところに記載されて

おりますけれども、1 ページの表-3 の下の※3 です。現在、計画地内には、印刷工場と建設内装業（木工製作所）があるということで、この 2 種類の工場があるということになります。

○谷川委員 その辺の騒音とか臭気とか、そういうものについての予測というのは、今後、指導の中で。要は、完成後も含めて、どういう対策をとるかということも。条例で恐らく規制はされると思いますけれども、その辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして本審議会の答申としたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書の「かがみ」を配布してください。

（「かがみ」を配布）

○田中（正）会長代理 それでは、答申書を読み上げてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 11 号

平成 26 年 7 月 24 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成 26 年 5 月 23 日付 26 環都環第 94 号(諮問第 419 号)で諮問があつたこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど御説明したとおりでございます。

以上でございます。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することいたします。

それでは、続きまして、諮問に移りたいと思います。諮問案件について、事務局から提案してください。

○佐藤アセスメント担当課長 お手元の資料3、4、5及び6、こちらが各案件の諮問文でございます。続けて朗読させていただきます。

まず9ページ、資料3を御覧ください。

26環都環第218号  
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する

平成26年7月24日

東京都知事 舛添 要一

記

諮問第425号「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」環境影響評価書案

続きまして10ページ、資料4を御覧ください。読み上げさせていただきます。

26環都環第217号  
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する

平成26年7月24日

東京都知事 舛添 要一

記

諮問第 424 号「大手町一丁目 2 地区開発事業」環境影響評価書案

続きまして 11 ページ、資料 5 を御覧ください。読み上げさせていただきます。

26 環都環第 159 号  
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する

平成 26 年 7 月 24 日

東京都知事 舩添 要一

記

諮問第 422 号「都宮村山団地（後期）建替事業」環境影響評価書案

続きまして 12 ページ、資料 6、こちらを御覧ください。読み上げさせていただきます。

26 環都環第 158 号  
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する

平成 26 年 7 月 24 日

東京都知事 舩添 要一

記

諮問第 421 号「(仮称) 八王子インター北 SC 建設事業」環境影響評価書案

以上です。よろしくお願いたします。

○田中（正）会長代理 ありがとうございます。

これらの4件の諮問案件のうち、「大手町一丁目2地区開発事業」及び「都宮村山団地（後期）建替事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきます。

それから、「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」及び「（仮称）八王子インター北SC建設事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第一部会、第二部会長の皆様、よろしくお願いたします。

それでは、続きまして諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それではまず、「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」についてご説明をさせていただきます。お手元に冊子があると思うのですが、  
「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」、下に「シグマテック株式会社」と書いてある冊子の、本編と資料編がございますけれども、本編のほうをご覧くださいませよう、お願いいたします。

それでは1ページ目から概要についてご説明させていただきます。事業者の名称はシグマテック株式会社、所在地は東京都中央区日本橋富沢町にございます。対象事業は、名称は「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」、種類は産業廃棄物処理施設の設置でございます。

対象事業の概要としましては、東京都大田区城南島という所がありまして、そちらに「スーパーエコタウン事業」ということで廃棄物処理施設の集積している、都が主導でやっている所があるのですが、そちらに施設を建設しまして、主に東京都内の建設工事現場から発生する埋設廃棄物や汚染土壌の処理施設を建設して、そういったものを適正処理を行うということでございます。

敷地面積は約9,000㎡、延べ床面積は8,790㎡。工場棟が高さが24.8m、煙突が20mでございます。施設用途としましては、産業廃棄物（埋設廃棄物等）の処理と汚染土壌の処理でございます。

当該地域は工業専用地域でございます。工事の予定期間としては平成27年の7月～平成28年の9月を予定してございます。供用開始は平成28年10月を予定してございます。

それでは9ページにちょっと飛んでいただけますでしょうか。9ページをご覧ください。事業の目的としましては、廃棄物処理法が整備される以前に、工場系の廃棄物や震災や火災などの廃棄物がだいぶ埋められた経緯があるということで、現在、東京都内の開発行為に伴って、そういったものがかなり掘り起こされていると、そしてそういったものが土砂

が混在していて、なかなか分別ができないで、埋め立てされているということで、その埋立処分場の容量がなかなか厳しいということもありまして、そういったものもリサイクルしようということで、併せて、土壌が汚染されていることもあるということで、そのときは処理も必要になるケースもあり、そういったものも解決して、埋立処分量の削減を目的としているということでございます。

位置につきまして、次の10ページです。こちら羽田空港のちょうど北側に城南島という所がありまして、大田区でございます。続きまして、隣は空中写真で、その次のページ、12ページが周辺ということで、(株)リーテムとかバイオエナジー(株)とか、リサイクル・ピアといったものが、都の「スーパーエコタウン事業」ということで、先進的な廃棄物処理施設になります。

続きまして13ページで施設の概要ですけれども、こちらは建設工事現場から発生する埋設廃棄物や汚染土壌を破碎・選別・分級処理をして、必要に応じて洗浄処理すると。選別した廃棄物については、周辺のスーパーエコタウンでリサイクルしたりですとか、選別した土壌につきましては汚染の有無等に応じて建設事業者やセメント製造事業者に出荷するというものがございます。

続きまして15ページが平面図です。2階建てになっておりまして、1階の平面図が15ページ、おめくりいただきまして16ページが2階の平面図でございます。17ページが立面図となっております。おめくりいただきまして、18ページが完成予想図ということで、こういった施設が建設される予定でございます。

それからまた飛んでいただきまして、35ページをご覧ください。施工計画ですけれども、工事は15ヶ月を予定しておりまして、1ヶ月目の準備工事から始まりまして、14ヶ月目には外構工事を終わらせて、15ヶ月目で検査をして完成するという予定でございます。

続きまして38ページをご覧ください。汚染土壌等を扱うということで、有害物質対策につきましても、(2)です、負圧管理をするとか、排ガスの処理をしっかりとすとか、あとは地下に設置する各種の貯留槽等についても、コンクリート構造とするなど、有害物質対策を記載してございます。それから受入時のチェック体制につきましても、事前にこういったものが来るかということも含めてチェックをして、万全の対策をとるということがございます。

続きまして43ページをご覧ください。先ほど言っていましたスーパーエコタウンですけれ

ども、スーパーエコタウンというのは、首都圏の廃棄物問題を解決するために、環境産業の立地を促進するという事で、都が進めている事業でございます。今回のシグマテックの施設につきましても、このスーパーエコタウン施設ということで、位置づけられています。

続きまして45ページをご覧ください。環境影響評価の項目でございます。選定した項目につきましては、図に記載の通りの選定手順を踏みまして、次のページ、46ページ記載の大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、地盤、水循環、景観、廃棄物、温室効果ガスの9項目を選定してございます。選定した理由につきましては、大気汚染につきましては「工事の完了後については、施設の稼働及び搬出入車両の走行による影響が考えられる」として選定しているということで、以下、記載の通りでございます。

おめくりいただきまして49ページは、選定しなかった項目ということで、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然とのふれあい活動の場の8項目が、選定しなかった項目でございます。上から3行目のなお書きですけれども、「これらの項目の中で、今後具体的な事業計画により新たに環境への影響を及ぼすおそれが生じた場合は、改めて項目として選定する」というふうにしております。

産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理処理施設につきまして、以上でございます。

続きまして、大手町1丁目2地区開発事業につきまして、ご説明をさせていただきます。こちらは、クリーム色の・・・いくつかあるのですが、あまり厚くないほうの、下に「三井物産、三井不動産」と書かれている評価書案があるのですが、資料編のほうではなくて、本編のほうをご覧ください。それでは1ページ目から、概要についてご説明させていただきます。

事業者の名称は、2社おまして、三井物産株式会社と三井不動産株式会社でございます。対象事業の名称は「大手町一丁目2地区開発事業」、種類は「高層建築物の新築」でございます。内容の概要としましては、千代田区大手町1丁目に位置する計画地において、最先端の業務機能、文化・交流機能、それから環境性能や防災機能を備えた複合用途の建築物を建設するものでございます。街区を一体開発することで、調和がとれた街並みの形成、大規模広場空間の整備、地上・地下の歩行者ネットワークの整備、地域冷暖房施設の更新を行い、魅力的なまちづくりに貢献することを目指す、というものでございます。

概略としましては、以下の表です。敷地面積は約2万㎡、延べ床面積は352,000㎡、高

さにつきましてはA棟が155m、B棟が200mとなっております。主な用途は、事務所、ホテル、ホール。駐車台数は約600台。工事期間は平成28年度から32年度。供用開始予定はI期が31年度と、II期が32年度。また後ほどご説明しますが、ほとんどはI期のほうで作る予定でございます。

それでは5ページのほうを、続きましておめくりいただきますようお願いいたします。対象事業の目的ということで、こちらにつきましては、政令改正によって、特定都市再生緊急整備地域に指定されておりまして、都市開発事業が促進されている地域となっております。

位置ですけれども、次の6ページをご覧ください。ちょうど皇居の東側で、東京駅、大手町駅の北西側です。中の黒い所が計画地となっております。

おめくりいただきまして、8ページに周辺の現況図がございます。今あるのは三井物産ビル、大手町一丁目三井ビルディング、大手町パルビルということで、こちらを一体的に開発するというのでございます。それから南側、少し計画線が入り組んでいる所がございますけれども、ここに「将門塚」が存在してございます。

それから9ページ、事業の基本方針ということで、記載された通り、大規模広場空間を整備したりとか、地下鉄の大手町駅がございますので、そういったネットワークの強化ですとか、あと地域冷暖房施設を更新することによる防災対応力の強化、などが記載されてございます。

続きまして11ページをご覧ください。施設の配置計画図ですけれども、真ん中にA棟、155mの30階建てでございます。東側にB棟、200m41階建てのものがございます。西側に大きな広場が、皇居に面した所に、大きな広場を設ける予定となっております。次のページが断面図になってございます。右側のB棟の上のほうにホテルがございます。A棟の下層にホールを設置する予定でございます。

続きまして19ページをご覧ください。工事工程でございます。I期、II期ございまして、全56ヶ月ですけれども、この19ページの右下にI期、II期と点線で分かれていますけれども、I期工事としては、西側地下に既にある地域冷暖房施設を維持した状態で、計画地の中央と東側にA棟、B棟を作ると。それからA棟の地下に地域冷暖房施設を新たに建設する。そのあとII期工事として、既存の地域冷暖房施設を解体して、上部に広場を整備する予定となっております。

続きまして 33 ページをご覧ください。環境影響評価の項目ですけれども、計画地につきましては、条例に定める「特定の地域」に該当し、規則に定める「高層建築物の新築」ということですので、規則に基づいて、選定した項目につきましては、一番下に記載がございますけれども、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財の 7 項目ということで、規則に定めるものについて全て選択をしております。

大手町につきましては、説明は以上でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、「都営村山団地（後期）建替事業」について、ご説明いたします。お手元にありますグレーの冊子、こちらが評価書案でございます。こちらの評価書案の 1 ページをご覧ください。

事業者の名称ですが東京都。対象事業の種類ですが「住宅団地の新設」でございます。対象事業の内容の概略ですけれども、対象事業は昭和 39 年度から 41 年度に建設されました都営村山団地、こちら 424 棟、総戸数が 5,260 戸、こちらの建替事業の一環でございます。

都営村山団地につきましては、平成 9 年度から低層住宅を中心に建替事業、こちら 27 棟 2,888 戸、こちらについては中期計画と呼んでおります、を進めており、中期計画は平成 26 年度の末の完了を予定しております。対象事業はこの中期事業に引き続き事業化するものでございまして、中層住宅の建替事業でございます。

対象事業の内容の概略は、表 3-1 の通りです。計画地は、東京都武蔵村山市緑が丘 1460 番ほか。計画地面積ですが、48 万 3,059 m<sup>2</sup>、延床面積約 12 万 5,000 m<sup>2</sup>。住宅戸数ですが 20 棟 2,370 戸。建物の最高高さですけれど約 37m、階数としては地上 13 階となっております。工事予定期間ですが、平成 27 年度～平成 42 年度、供用開始が 29 年度～42 年度となっております。

9 ページをご覧ください。事業の目的ですが、「中期計画」に引き続き「後期計画」として、「中高層住宅への建て替えを行い、バリアフリー化された良好な住宅の供給、環境に配慮した市街地環境の形成を目的とする」ものでございます。

11 ページ、図 6-2.1-1、こちらをご覧ください。計画地の位置図でございます。計画地は武蔵村山市の東部の平坦な地域に位置しまして、東側と北側で東大和市の市境と接してございます。計画地東側には多摩都市モノレールが南北に走っておりまして、現在の終点駅であります上北台駅、それと桜街道駅、こちらから約 500m～1 km の距離にあります。また

主要道路としましては、新青梅街道が計画地の北側を通り、江戸街道が計画地内を東西に通っております。

13 ページをご覧ください。土地利用計画図でございます。今回の計画地は、青い点線で囲ってある部分でございます。赤の点線で囲ってある地域、こちらが広域計画の中で除却と建設を行う部分。黄色の破線でくくってある部分、こちらにつきましては、後期計画で建築だけを行うものでございます。除却につきましては、中期計画で既に実施済みの地域でございます。青い点線で囲ってある部分、こちらは計画地の北側の右側の部分になるのですけれども、こちらについては後期計画の中で除却のみを行う地区になってございます。それと緑色の点線・・・ちょっとこれ見にくいのですが、真ん中のへんにありますカマキリ公園の北側の部分があるのですけれども、こちらは除却を行い、公園を整備するという地区になってございます。

15 ページをご覧ください。後期計画施工中の航空写真でございます。17 ページ、図 6.2.2-4、こちらをご覧ください。建設計画でございます。後期の第 1 期としまして、黄色の建物、こちらを建てる予定でございます。A 棟・B 棟が 8 階建て、C 棟・D 棟が 10 階建てになってございます。また E 棟、こちらが 6～9 階建て、F 棟が 6～10 階建てになってございます。後期第 1 期の後期建築物、こちらが薄緑色の建物になってございます。こちら、G 棟が 13 階、H 棟が 9～13 階、I 棟が 5 階になってございます。後期第 2 期計画建物、こちらピンク色の建物になりますが、こちら K 号棟が 6～9 階、L 号棟が 9 階、M 号棟が 6～8 階建てとなっております。後期第 3 期、こちら濃い緑色の建物でございますが、こちらが N 号棟 6 階、O 号棟が 6～9 階。それと後期第 4 期建築物、こちらがブルーの建物になりますけれども、P 号棟が 12 階、Q 号棟が 9 階、R 号棟が 10 階。それと後期第 5 期計画建築物、赤い建物になりますが、S 号棟が 12～13 階、T 号棟が 13 階となっております。18 ページから 20 ページにかけてですが、立面図でございます。21 ページ、こちらが鳥瞰図になってございます。

25 ページをご覧ください。緑化計画になります。建物の中に公園としまして北側にオカネ塚公園、中央部にカマキリ公園、西側に緑が丘公園、南側に大南公園、こちらがございます。

29 ページをご覧ください。工事工程でございます。工事につきましては、27 年度から除却・建設工事等を始めまして、最終的に 42 年度までの工事でございます。特に 42 年度に

つきましては、除却して公園を作るという事業が最後でございます。

59 ページをご覧ください。環境影響評価の項目でございます。今回選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの9項目でございます。選定した理由等は60ページの表でございます。

都宮村山団地後期建替事業については、以上です。

続きまして、「(仮称)八王子インター北SC建設事業」の環境影響評価書案についてご説明いたします。

お手元にありますオレンジ色の冊子、こちらが八王子インター北SC建設事業の評価書案でございます。評価書案の1ページをお開きください。

事業者の名称ですが、イオンモール株式会社、対象事業の種類ですが、自動車駐車場の設置でございます。対象事業の内容の概要ですが、本事業は、八王子インター北土地区画整理事業区域内に商業施設の建設及び駐車場(約3,500台)の設置を行うものでございます。

対象事業の内容の概要については、表3-1の通りです。所在地ですが、東京都八王子市左入町及び滝山町1丁目の一部でございます。計画地敷地面積ですが、約94,300㎡。建築物の概要ですけれども、商業棟、こちらが地上5階建、立体駐車場が地上3階建、別棟として地上1階建の建物がございます。建設面積ですが、約51,500㎡、延床面積183,000㎡、そのうち店舗面積が約52,500㎡でございます。建物の最高の高さが約33mでございます。駐車場の台数が約3,500台。工事予定期間ですが、平成27年春～28年の春のほぼ1年間でございます。供用開始予定が平成28年春を予定してございます。

12ページの図6.2-1、こちらをご覧ください。計画地の位置でございます。計画地の北側を国道411号滝山街道及び都道196号新滝山街道、これが東西に走っております。また、計画地の東側を国道16号東京環状、これが南北に、西側を八王子市幹線1級49号線、これが南北に走っております。また計画地の南側500m付近を中央自動車道が東西に走っており、八王子インターチェンジが位置してございます。13ページ、こちらが航空写真でございます。

14ページをご覧ください。建設計画です。建設計画の概要は表6.2-1、配置計画は15ページにあります図6.2-2の通りでございます。建設計画の概要ですが、北街区、こちらが商業棟になってございます。商業棟には核店舗、サブ核店舗、専門店、共通通路等、それと

シネコン、アミューズメント、レストラン、こういうようなものが入ってきます。南街区が立体駐車場、平面駐車場になってございます。

続きまして駐車場計画ですが、北街区、こちらにつきましては平面駐車場、こちらが約1,000台、商業棟の1階、それと屋上駐車場約800台、南街区、平面駐車場と立体駐車場を合わせまして、約1,700台ということで、合計約3,500台の駐車場スペースを確保する予定でございます。19ページ、こちらが完成のイメージ図でございます。商業棟、こちらが右手の建物になりますが、こちらのほうで屋上緑化、壁面緑化が行われる予定でございます。

続きまして24ページをご覧ください。緑化計画です。本事業におけます緑化計画は、表6.2-3および25ページにあります図6.2-8に示す通りでございます。北街区で地上部に約1万6,200㎡、南街区で地上部で約9,200㎡の緑地を確保いたします。25ページの図をご覧ください。北街区にあります商業棟を見ていただきたいのですが、商業棟の西側の壁の上のほう、それと北側の壁、北東側の壁の部分に壁に緑色の線がくっついているかと思うのですが、これが壁面緑化の位置になってございます。また商業棟の北側、屋上の所に黄色い部分がありますが、これが屋上緑化を行う部分でございます。

26ページをご覧ください。廃棄物処理計画でございます。イオンにおきましては、イオンモールで使用している廃棄物につきまして、廃棄物分別基準、表6.2-4、26ページになりますが、こちらがありまして、これに従いまして分別をして、適切な廃棄物の減量化、再資源化を図っていくということとしてございます。

27ページをご覧ください。施工計画ですが、本事業は、準備工から仕上工まで全体として約12ヶ月の工事を予定してございます。

続きまして39ページをご覧ください。環境影響評価の項目ですが、本事業では、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガス、こちらの11項目を選定してございます。選定した項目および理由につきましては、次ページ後にあります表7.1-2の(1)～(2)に示す通りでございます。

八王子インター北SC建設事業については、以上です。

○田中会長代理 はい、ありがとうございました。ただ今、諮問案件の概要について、事務局からご説明していただきました。それぞれ第一部会、第二部会の皆さま、審議のほど、

よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、受理関係に移りたいと思います。受理関係につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。受理関係についてご報告いたします。

本日の資料 7、こちらをご覧ください。まず環境影響評価調査計画書、こちらが 2 件、環境影響評価書案は 4 件、これは先ほど諮問いたしました案件でございます。それと環境影響評価書 2 件、事後調査報告書 7 件、変更届 3 件、その他、としまして、条例第 90 条に基づく報告、こちら 1 件、これを受理してございます。

それでは報告案件につきまして、担当からご説明させていただきます。

○宇山アセスメント担当課長 それではまず、調査計画書の「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元のグレーの資料、村山団地も同じような色なのですけれども、ちょっと薄めの「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」とある資料をご覧ください。

それでは概要につきまして、ご説明させていただきます。まず 1 ページでございます。事業者の名称は株式会社ペニンシュラ東京、所在地は千代田区有楽町 1 丁目 8 番 1 号。対象事業の名称は、「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」。種類は「飛行場の設置」でございます。内容の概略ですけれども、こちらペニンシュラ東京におきまして、既に屋上にヘリが離着陸できる場所があるのですけれども、こちらにつきまして、緊急時も想定したヘリコプターによる宿泊客等の人員や物資の輸送、さらに大規模災害発生時において「地域の緊急輸送手段として優先的に提供し、地域社会に貢献するため、既に設置されている建物屋上の既存の緊急離発着場を、航空法で定める非公共用ヘリポートとして整備、改修するもの」でございます。表に概略ございますけれども、規模としましては、上から 4 行目、規模約 1,600 m<sup>2</sup>、高さが 112m です。ホテルの屋上でございます。着陸帯は 20m×17m、運航時間は午前 6 時から午後 10 時、運航回数は年間約 260 回。工事期間としましては、後ほどご説明しますが、そんなに大きな工事はございませんので、2 ヶ月間の改修工事となっております。供用開始は平成 27 年度を予定してございます。

それから次のページをおめくりいただきまして、3 ページ、位置図になりますけれども、若干見にくいのですけれども、皇居の南東側、日比谷公園の東側、有楽町駅の西側に位置する所でございます。おめくりいただきまして、空中写真とあとは計画地の周辺の図がご

ざいます。さらにおめくりいただきまして、いくつか写真があるのですが、7ページの真ん中の写真のさらにその真ん中にある茶色い建物、これがペニンシュラホテルの建物でございます。

続きまして11ページをご覧ください。こちらがヘリポート平面図になってございます。真ん中の黄色い部分が着陸帯でございます。それから周辺の破線で囲われている部分が飛行場の範囲で、管理区域となっております。それから着陸帯の右上側にエレベーター、こちらが新設するものですが、エレベーターを新設する予定でございます。

続きまして次のページ、12ページです。こちら立面図がございまして、ヘリポートの高さは112mの屋上、それから24階にヘリポートの管理室ということで、既に部屋自体は今もあるということで、こちらはヘリポート管理室として設置する、ということでございます。

続きまして16ページをご覧ください。運航計画ですが、基本的にはヘリコプターによる送迎サービスをするということで、1週間平均5回程度、年間260回程度、1日当たり最大でも5回程度ということでございます。運用方法につきましては、2通りございまして、「1）東京ヘリポートなどの格納基地から離陸して、目的地（成田空港など）で乗客を乗せて、ペニンシュラに飛来する」というのが1つと、もう1つは「格納基地からペニンシュラに飛来して、そこから乗客を乗せて目的地に向かう」というパターンでございます。またヘリコプターの飛行パターンは、下の図の通りですが、着陸後はエンジンを停止せず、速やかに人員・貨物の乗降・積み下ろしを行ったのち、安全性のこともありますので、直ちに離陸して、滞留時間としては1～2分程度を予定している、ということでございます。

次のページ、運航予定機種ということで、表に記載ありますが、18ページに写真が載っております3機種が代表的な機種でございます。続きまして19ページの運用時間ですが、運用時間は午前6時から午後10時まで。ただし、騒音に配慮して午前7時以前の早朝および日没後の運用は控える、としてございます。

次のページ、20ページが飛行ルートでございます。真ん中の小さい赤い点が計画地でございますが、基本的には東もしくは西から入ってくると、基本的にどちらから入るかは、その日の風向きによって決まるということでございます。風上に向かって飛んで行くのが基本ということでございます。

続きまして 22 ページでございます。施工計画ですけれども、既に屋上に離着陸スペースはあるということで、工事としましては、以下の 3 つの改修工事で 2 ヶ月を予定してございます。1 番目としては、標識の改修工事ということで塗装でございます。それから 2 番目としましては、保安設備等の設置ということで、ほとんどの設備は既に設置されておりますので、立入禁止の看板等を設置する程度の工事だと聞いております。それからエレベーターの新設工事、これが唯一ちょっと大きな工事で、既に、エレベーターシャフトは施工済みということで、エレベーターを設置する工事ということでございます。なお、施工に際し、大型建設機械を使用せず、屋上への搬出入には既設の貨物エレベーターや電動の小型クレーンにより行う計画である、ということでございます。それから、航空法に基づく「空港等設置許可申請書」を提出して、「設置許可」の受理後に工事を行って、下の表にございますけれども、最終的には 27 年度の末ごろに供用する予定ということでございます。

続きまして、かなり飛びまして 79 ページをご覧ください。環境影響評価項目の選定でございまして、記載の選定手順に則りまして選定した項目は、次のページ、80 ページ、騒音・振動の 1 項目となっております。予測する事項としては、「ヘリコプターの運航に伴う航空機騒音・低周波音」でございます。「工事の完了後の施設の供用後」ということになってございます。

理由ですけれども、81 ページです、騒音・振動の「工事の完了後は、ヘリコプターの運航に伴う航空機の騒音及び低周波音が考えられる」ということで、選択をしております。それから、工事の施工中につきましては、本事業は既に完成している緊急離着陸場を一部改修して整備するものなので、大型建設機械は使用しない。それから工事用車両の発生も 1 日数台なので、周辺地域に及ぼす影響はないということで、選定をいたしません。そのほかの 16 項目につきましても、基本的に工事の施工中につきましては、影響があまり大きくないということと、あとはヘリの運航のみということなので、ほとんどの項目につきまして、「選定しない」ということになってございます。ペニンシュラにつきましての説明は、以上でございます。

引き続きまして、こちらのブルーの資料です。「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず 1 ページでございます。事業者の名称は、株式会社いなげや。主たる事務所の所在地は、東京都立川市栄町六丁目 1 番地の 1。事業の名称は、「(仮称) 武蔵村山センター新

精肉棟新築工事」。対象事業の種類は「工場の変更」でございます。

内容の概略ですけれども、本事業は、武蔵村山市伊奈平二丁目の工業地域内に位置する「武蔵村山センター」の既存の工場敷地を拡張して、武蔵村山市内や他の地域に分散している老朽化した精肉センターや惣菜センターを集約して、新たな食品加工工場（精肉棟：精肉、総菜加工）を設置するものでございます。表に記載の通り。敷地面積としては、約12,180㎡、既存工場が8,190㎡で、増設する分が3,990㎡でございます。延床面積が合計が17,200㎡ですけれども、今回計画している施設は12,900㎡。既存の施設としては、洗浄棟と鮮魚センターがございまして、4,300㎡でございます。高さは計画施設が24m、既存施設が20mでございます。地上4階となっております、操業時間は24時間365日。それから工事予定期間は平成27年の夏～平成28年の夏の1年間。操業開始予定は、平成28年の夏を予定してございます。

続きまして3ページをご覧ください。位置図でございます。こちら西武拝島線の西武立川駅、武蔵砂川駅より北側、五日市街道よりも北側ということで、残堀川の西側に位置する所でございます。続きまして、4ページに現況の写真がございまして。こちらの破線の部分が新たに拡張する土地でございます。南側の実線部分の一番西側、こちらの破線の部分が古い工場があった場所で、今はもう存在してございません。東側の2棟は洗浄棟と鮮魚センターで、現在も稼働中でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。工場の計画につきましては、精肉や惣菜加工に係る原材料の、仕入れから製品の加工、出荷までを行う配送センターの機能を持つ食品加工工場を建設する、ということでございます。

続きまして、7ページに配置計画図ということで、計画地の西側、この「計画施設（精肉棟）」と書いてありますけれども、こちらを新たに建設する予定でございます。それから次のページ、8ページが立面図と完成イメージ図が記載されております。

続きまして、12ページの施工計画ですけれども、表にあります通り、1ヶ月目から準備工事を始めまして、12ヶ月目までに外構工事まで終える、という予定でございます。

続きまして、かなり飛びまして72ページ目をご覧ください。環境影響評価の項目ですけれども、こちらの選定手順に従い選定した項目につきましては、大気汚染、悪臭、騒音・振動、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの7項目となっております。

理由につきましては、74 ページ以降に記載をさせていただきます。

それから、選定しなかった項目につきましては、76 ページです。水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財の 10 項目となっております。

こちらにつきましては、先ほどのペニンシュラの件と合わせまして、文書諮問をさせていただいているところ、またいただくところがございますので、今後ともこちらのほうお願いをいたします。

説明は、以上でございます。

続きまして、こちらのクリーム色の「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」環境影響評価書評価書のほうができましたので、こちらの本編を見ながら、説明につきましては、本日のこの総会資料の 15 ページ以降に記載をしておりますので、本日の総会資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、かなり多いので、抜粋してご説明させていただきますけれども、基本的にはこの菱光と引き続きまして、「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書について、ご説明させていただきますけれども、ほとんど全て、知事意見に対応していただいているということで、ご理解いただければと思います。

それでは 15 ページからご説明させていただきます。菱光石灰工業株式会社の騒音・振動、まず 1 つ目です。「採掘に伴い発生する発破低周波音の評価において、G 特製音圧レベルで 100dB を満足することから、影響は少ない」と評価しておりましたが、「心理的影響や物的影響についても予測・評価すること」という意見につきまして、右側の評価書の記載内容ということで、こちらについても予測・評価を改めて行いまして、結果を追記したということでございます。

それから続きまして、下の「採掘に伴い発生する発破騒音・振動の予測において、HP-1、HP-2 の発破位置と予測地点が近づくことはないことから、現地調査結果を予測値として」おりましたが、「距離や予測断面が不明確なので、そういったことを明らかにして現地調査結果を予測値とするのではなくて、改めて予測評価しなさい」という意見に対しまして、距離・予測断面を掲載するなど、改めてこちらの予測・評価をしまして、結果を追記してございます。

おめくりいただきまして、16 ページでございます。水質汚濁の 2 項目目、一番下の囲い

にあります。こちらについては、「予測結果において、これまでと同様にSSの除去を行うことから、現況と同程度の濃度」ということで、R-2という場所のしか予測をしていなかったのですが、R-1という放流口直下のほうが、SS濃度が高かったということで、「こちらについても予測・評価をなさい」という意見に対してまして、こちらについても予測・評価を行って、結果を追記して、環境基準以下だった、ということも記載をしてございます。

続きまして17ページご覧いただきまして、地形・地質に2項目ございますけれども、2項目目です、中段のほうにあります。「落石が生じた場合の災害防止策について、具体的な内容が不足するので、模式図を作成するなど、分かりやすく記載してください」という意見に対しまして、残留緑地、採掘勾配、小段、落石防止柵等を明示した断面図を作成して、落石・転石に対する処置について分かりやすい追記をしていただいております。

それから続きまして水循環。こちら3項目あります。1項目目、下から2段目をご覧ください。こちらについては、植生や地形の改変に伴い、新たな採掘斜面が出現しますが、それでも、「残留緑地の確保や回復緑地、植栽緑地を設けることで、地下水涵養能保全の程度についてどうなるのかを分かりやすく記述しなさい」という意見に対しまして、30年後の緑地と採掘作業用地について、環境保全措置の有無による面積を比較するなどして、地下水涵養能がどのように変化するのか、結果として若干ではありますが増えていくということで、そういったものについて追記をしてございます。

それからおめくりいただきまして、18ページの水循環でございます。こちら、入山川流域における改変面積の流域に対する割合が僅かなので、河川流量の変化はほとんどない、と予測していたのですが、本事業については、分水嶺の変更を伴う流域変更でありますことから、「影響を与える可能性があるため、既存の自動観測地点において、引き続きモニタリングをするように」という意見に対してまして、「これについてしっかりやっています」ということで追記をしてございます。

それから生物・生態系、これも2項目ございますけれども、18ページのほうにつきまして、掘削終了後に「樹木の植栽を実施することで、樹林の面積が徐々に回復して、最終的には着手時点よりも増加するので、影響を及ぼさない」と評価していたのですが、どの程度の回復になるのか、30年間にどのような変化があるのか、というのが全く分からない状況でしたので、「そういったことが分かるように、図などを用いて分かりやすく説明

するように」という意見に対してまして、掘削終了後の植栽の実施手順を明確にして、5年ごとの変化につきまして、表や平面図、断面図を用いて、かなり分かりやすく追記していただいたものと認識をさせていただきます。

続きまして19ページの景観。2項目ありますけれども2つ目です。「30年後を予測・評価時点としているけれども、事業が長期間にわたるので、15年後も予測・評価を下さい」ということで、こちらについても行いまして、追記をさせていただきます。

それから廃棄物につきまして、「廃土・廃石等の予測について、区域内での再利用率を100%として」いますけれども、「実績等を踏まえて、その妥当性について具体的に説明すること」と、「伐採樹木やその他の廃棄物についても再利用、再資源化率を明らかにするように」という意見に対しまして、こちらについては、廃土・廃石の予測について、「既事業においても全て事業区域内で埋土材として活用している」ということと、あとは「十分に広い埋立場所が今後も確保されている」ということを追記させていただきます。伐採樹木とその他廃棄物についての再利用・再資源化率等についても追記をさせていただきます。

続きまして20ページです。「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書の資料につきましては、こちらの紫色の資料になります。説明につきましては、同様に、本日の総会資料の表のほうでご説明させていただきたいと思います。20ページでございます。

まず、大気汚染、騒音・振動共通として、工事用車両の走行に伴う大気汚染および騒音・振動について、かなり細い道を走行ルートとしていることから、「環境保全のための措置を徹底して、さらに一層の低減に努めてください」という意見に対しまして、追加の環境保全のための措置として、工事工程の平準化や交通整理員の配置による交通渋滞の発生抑制、または作業員の通勤についても、公共交通機関を利用する、といったことを追記させていただきます。

次の大気汚染、騒音・振動につきましては、これは建設機械のほうですけれども、同様に新たな環境保全のための措置を追記させていただきます。

それから21ページ、日影でございます。まず1つ目、天空写真の撮影地点につきまして、「冬至日において日影時間が増加しない地点も含まれていたもので、より適切な撮影地点を選定し、予測・評価してください」ということに対しまして、冬至日において日影時間が3時間以上となる地点を中心に新たに5地点を選定しまして、予測・評価をして結果を追記させていただきます。それから続きまして、日影でございますけれども、等時間日影図によれ

ば、一部の地域では8時間の日影が及ぶと予測されていることから、「建物を南側に配置すること以外にも、地域住民と調整を図りながら、日影の影響の低減など、環境保全の措置を検討すること」という意見に対して、追加の環境保全のための措置として、地域住民と調整を図りながら、今後も継続的にデザイン等も含めて、環境保全のための措置を検討していくということと、地域住民からの問い合わせには適切に対応する、ということを追記してございます。それから、ちょっと日影とは関係ないのですけれども、緑豊かな空地ですとか、歩道状の空地、特別区道の拡幅など、この事業によって地域に与える、貢献する事柄について追記をしてございます。

それから風環境でございますけれども、これも2項目で、1つ目のほうをご覧ください。風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が改善されるとしておりますが、「周辺には児童遊園ですとか、多数の往来がある歩道があるので、より一層の防風対策を検討してください」ということと、「事後調査において効果を確認して、適切な対策を講じてください」という意見に対しまして、追加の環境保全のための措置として、中高木の追加植栽や事後調査をしっかりやって、その結果を反映して、その上で追加対策をする、といったようなことを追記をしてございます。

それから次のページ、22ページでございます。景観、2項目ございましたけれども、一番下のほうをご覧ください。代表的な眺望地点および眺望の状況、それから圧迫感の状況において、不特定多数の人の利用や、滞留度が高い地点を予測地点としたということでしたが、「眺望や圧迫感の変化の程度がより著しくなると考えられる場所についても、予測・評価をしてください」という意見に対しまして、眺望の変化の程度につきましては、1カ所調査地点を追加し、予測・評価をしております。圧迫感の変化の程度につきましても1地点追加をして、予測・評価をし、その内容を追記をしてございます。

菱光と勝どきの評価書につきましては、説明は以上でございます。

ちょっとこれからだいぶ続きますけれども、申し訳ありませんけれども、引き続き、今度は事後調査報告書のほうをご説明させていただきたいと思っております。これからはホチキス留めの資料になります。事後調査報告書の事業名「一般国道16号横浜町田立体建設事業」をご覧ください。

本日のホチキス留めの資料の4ページに、位置図がございますので見ていただきますと、東名高速道路の横浜町田インターの付近です。今、工事をしているところでございます。

併せて 10 ページもご覧いただきまして、今回騒音・振動の事後調査なんですけれども、調査地点 2 カ所ありまして、上の平面図の右側にある調査地点ナンバー1、こちらが橋桁の架設工の調査地点、それから西側の調査地点ナンバー2 です。こちらが準備工の調査地点になります。

それでは本日の資料のほうにお戻りいただきまして、総会資料の 23 ページをご覧ください。「一般国道 16 号横浜町田立体建設事業」ということで、延長は 1.8 km、区間につきましては、横浜市の長津田町から町田市の鶴間までということ、往復 4 車線、道路の構造は、高架が 1.6 km、盛り土の部分が約 0.2 km、工事期間は平成 15 年度～28 年度になってございます。事後調査の区分は「工事の施行中のその 9」、調査事項は「騒音・振動」でございます。

調査結果でございますけれども、まず騒音。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございますけれども、建設作業騒音レベルの事後調査結果は、準備工では 67dB～71dB であり、一部の時間帯において予測値を上回っております。また橋桁架設工では 71dB～72dB であり、全ての時間帯において予測値を上回っております。なお、いずれの測定結果とも、環境確保条例に基づく勧告基準を下回っております。主な理由としましては、準備工は調査地点と建設機械稼働位置の距離が近くなったこと、橋桁架設工につきましては、工事に伴う車線規制を行ったことで、調査地点の近くを大型車が走行したことや、周辺の要望を受けて仮囲いをしなかったことなどが挙げられます。

振動につきましては、建設作業振動レベルの事後調査結果、準備工で 49dB～52dB、予測値を下回っております。橋桁架設工においては、振動を伴うような作業はないので、測る予定はなかったのですけれども、併せて参考に測ったということで、測定結果は 51dB～54dB、いずれも勧告基準の 70dB を下回ってございます。予測値を下回っている理由としましては、準備工におきましては、工程の平準化等により、台数が少なかったこと、また評価書における予測時と異なって、振動レベルが小さな建設機械が稼働していたことが挙げられます。

苦情につきましては「なし」となっております。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料の 24 ページをご覧ください。「首都圏中央連絡道路（一般国道 20 号～埼玉県境間）建設事業」の事後調査報告になります。答申日ですが、昭和 63 年 11 月 4 日、報告書の受理日 26 年 7 月 2 日になってございます。

事業の種類ですが「道路の新設」。こちら規模ですが、延長が約 22.5 km、起点が八王子市南浅川町、終点が青梅市今井五丁目でございます。工事期間ですが平成 5 年 12 月～平成 24 年 3 月まで。供用開始年度ですが、平成 23 年度でございます。

事後調査の区分ですけれども、「工事の施行中その 24」。調査項目が、陸上植物および陸上動物でございます。報告書、すごく厚いものになっておりますが、全区間について今回報告しておりますので、ちょっと厚めの報告書になってございます。

陸上植物についてですけれども、評価書調査時と事後調査の結果を比較しますと、いずれの区間におきましても、注目すべき種・群落の生育状況、生育環境の変化の程度に大きな違いはございませんでした。全区間を通じまして、改変する緑の面積、約 32.1ha ですが、これは予測と比べまして、工事範囲を変更するなどにより、約 15.6ha 減っております。また全区間で改変する緑と創造する緑の面積、この差し引きが約 8.7ha 増加しております。予測時と比べまして約 13ha の緑地が増加してございます。

陸上動物についてですが、評価書調査時と事後調査の結果を比較しますと、いずれの区域におきましても、注目すべき種の生育状況などに大きな違いは見られませんでした。

苦情については、特にございません。

続きまして 25 ページ、「ひばりが丘団地建替事業」の事後報告になります。答申、平成 14 年 2 月 28 日、報告書の受理日、平成 26 年 7 月 4 日。規模ですが、位置が東久留米市と西東京市にまたがってございます。区域面積ですが約 29.7ha。住宅建設戸数ですが 1,504 戸、30 棟、3～12 階となっております。計画人口約 2,600 人。工事期間ですが、平成 14 年度～平成 25 年度となっております。

事後調査の区分ですが、「工事の完了後」でございます。一部、今回、この工事の完了後の中に、工事の施行中の結果も入ってございます。調査事項ですが、大気汚染、騒音・振動、日照障害、電波障害、景観、廃棄物でございます。

大気汚染についてですが、一番下のパラグラフご覧いただきたいのですが、関連車両の走行に伴います二酸化窒素の期間平均値、こちらが 0.028ppm～0.04ppm と、予測結果 0.02774ppm～0.02927ppm、これを上回ってございます。また、日平均値の最大値は 0.045ppm～0.055ppm でございまして、これも予測結果、日平均値の 98%です、0.04736ppm～0.04999ppm、これを上回ってございます。二酸化窒素の事後調査結果の予測結果を上回った要因としましては、一般に二酸化窒素の濃度が最も高くなる冬の期間、

この期間に調査を実施した点が挙げられると考えてございます。

続きまして、騒音・振動ですが、一番上のパラグラフになりますけれども、建設機械の稼働に伴います建設作業騒音、こちらが 67dB～77dB と、予測結果と同等、もしくは 7dB～11dB ほど上回ってございます。なお、環境確保条例の勧告基準は下回ってございました。予測結果を上回った要因として考えられますのは、事後調査時に、既存建築物の解体に関わります破碎作業、これ瓦礫が崩れる音とか、そういうものですが、そういうものの影響がエンジン稼働音を上回る状況であった、ということが要因と考えられます。

続きまして 26 ページをご覧ください。振動についてです。関連車両の走行に伴う道路交通振動レベルですが、昼間は 43dB～53dB、夜間が 39dB～51dB と、地点 5 においては予測結果と同等であり、地点 7 においては予測結果を下回っておりましたが、それ以外の地点では予測結果を上回ってございました。なお、環境確保条例の規制基準は、いずれの地点でも下回ってございます。

予測結果を上回った要因としまして、地点 1 につきまして、は事後調査時の交通量が予測状況を上回っていて、特に大型の車両が増加していたのが理由と考えられます。その他の地点の理由としましては、「軟弱地盤だったために、距離減衰の効果が小さかった」、「予測よりも車道に近い所で測定した関係」というのが理由として挙げられてございます。

続きまして 4 番、日照障害ですが、日影の範囲および日影の状況の変化の程度でございまして、計画地の範囲、それと計画建築物の配置、高さ、棟数を一部変更してございまして、それに該当します北西から南西側につきましては、日影の範囲は予測結果よりも縮小してございます。計画を変更していない地域につきましては、おおむね予測の範囲に収まる結果でございました。主要な地点におきます日影の状況の変化の程度ですが、地点 1 につきましては予測結果を 20 分、また地点 3 につきましては、こちら計画建築物の高さを低減しているのですが、その結果、予測結果を 80 分ほど下回ってございます。その他の 3 地点については、予測とおおむね一致してございます。

電波障害についてですが、地上アナログ放送の障害範囲につきましては、CATV への接続による対策を実施して、特に問題は起きてございません。

景観についてですが、地域景観の特性の変化について、既存樹木の保存・移植および新たな樹木の植栽、これらによりまして、緑の多い景観の維持および創出を図っており、緑豊かな郊外型住宅市街地景観、これに大きな変化はございません。代表的な眺望地点から

の眺望の変化ですけれども、近景の眺望地点からは、敷地外周に既存樹木の保存や移植による活用や、新たな植栽した樹木等、これらが確認されまして、緑豊かな都市型住宅が創生され、周辺環境と調和した景観が維持されていると考えてございます。

27 ページをご覧ください。圧迫感の程度です。各調査地点におきます事後調査結果、形態率ですが、こちらが 0.7%～5.3%でございました。今回のこの数字に対する目安ですけれども、圧迫感の計測に関する研究 4、こちらの住宅地に建つ中高層建築物から受ける圧迫感の許容限界値、こちらが 8%になってますので、この 8%を目安として考えてございます。

廃棄物につきまして、除却工事および建築工事についてですが、コンクリート塊、アスファルト塊、金属くずおよび木くず類、こういったものにつきましては、そのほぼ全量を再資源化してございます。

続きまして (2) 建設発生土およびアスベスト成形板等についてですが、工事で発生しました建設発生土につきましては、16.7%を場内で再利用し、その他は場外搬出してございます。事後調査結果の予測を大きく下回っておりますが、これは計画建築棟数等が減少したことが要因と考えてございます。

苦情については、特にございません。

続きまして、28 ページをご覧ください。「京王電鉄京王線（柴崎駅～西調布駅間及び同相模原線（調布駅～京王多摩川駅間）連続立体交差事業」でございます。こちら答申が平成 13 年 6 月 26 日、報告書の受理日が平成 26 年 7 月 11 日でございます。事業の種類ですが、「鉄道の改良」でございます。規模ですが、事業区間ですが、京王線が調布市国領町二丁目～調布市下石原二丁目、相模原線が調布市布田四丁目から調布市小島町三丁目でございます。事業延長ですが、京王線が約 2.8 km、相模原線が約 0.9 km。事業期間ですが平成 14 年～26 年度を予定してございます。供用開始ですが、平成 24 年度でございます。

事後調査の区分ですが、「工事の施行中その 9」でございます。調査事項ですが、騒音、振動、地盤沈下および地形・地質、水文環境、廃棄物でございます。

騒音ですが、建設作業騒音につきましては予測を下回っており、また環境確保条例の勧告基準、こちらも下回ってございました。

振動につきましてですが、建築作業振動につきましては予測と同程度または下回ってございます。また、環境確保条例の勧告基準、こちらも下回ってございました。

地盤沈下および地形・地質についてですが、全ての調査地点につき、変化量は開削工事

で-10～+1 mm、シールド工事におきまして-7～+9 mmと小さく、周辺に影響を及ぼすような地盤沈下は確認されませんでした。

水文環境についてですが、一部の地点で、地下水位が一時的に上昇傾向を示しましたがけれどもその後低下し、工事前の水位に近づく傾向を示しております。今後、新たな水位上昇は生じると考えられませんが、継続して地下水位については把握していく考えでございます。

廃棄物につきましては、廃棄物の事後調査結果は表の通りでございます。一応全てにつきまして、再資源化、有効利用率 100%となっております。

苦情については特にございません。

続きまして 29 ページ。「東京急行電鉄東横線（渋谷駅～代官山駅間）地下化事業」についてです。こちらについて、答申が平成 16 年 1 月 20 日、報告書の受理日が 26 年 7 月 11 日です。事業の種類ですが「鉄道の改良」。規模ですが、事業区間が、渋谷区渋谷二丁目～代官山町、事業延長が、約 1.4 km。工事期間ですが、平成 16 年～平成 26 年度とございます。

事後調査の区分ですが、「工事の施行中その 6」。調査項目、騒音・振動、地盤、水循環、廃棄物でございます。

騒音・振動についてですが、建設作業騒音、こちらにつきましては、予測と同程度または下回っており、環境確保条例の勧告基準、こちらでも下回ってございます。建設作業振動につきまして、こちらでも予測を下回っており、また条例の勧告基準を下回ってございました。

地盤についてですが、調査の開始から平成 25 年 7 までの間に、特に大きな変化は生じてございません。最大の変化量ですけれども、渋谷側の開削工事、こちらで-15 mm、代官山の開削側で-5 mm、シールド工事区間で+13 mmの変化量でございます。

水循環についてですが、調査開始から平成 25 年 9 月までの間に、一時的な地下水位変動が見られた区間もありますけれども、掘削前の地下水位と同程度となっており、おおむね安定してございます。

廃棄物についてですけれども、施工中の段階であることから、予測結果と直接比較することはできないのですが、可能な限り再資源化を行う、また再利用が困難なものにつきましては、マニフェストに基づいて適切に処理してございます。資源化率・有効利用可率は

表にある通りでございます。

苦情についてですが、騒音・振動に関する苦情が3件寄せられてございます。こちらについては防音シートの嵩上げで、あと、「夜間工事がうるさい」という苦情がありましたので、作業時間の見直しを行うなどして、低減策を講じ、苦情者の方にはご理解を頂いて、特に問題になってはございません。

続きまして30ページ、「(仮称)IKEA立川建設事業」についてです。こちら答申が平成24年の11月28日、報告書の受理日が26年7月11日でございます。事業の種類ですが、「自動車駐車場の設置」。規模ですけれども、計画地、立川市緑町6番、敷地面積が約256,000㎡、延床面積が約92,500㎡。駐車場台数ですが約1,450台。主要用途は物販店舗でございます。工事予定期間ですが、平成25年2月～平成26年2月ということで、既に工事等は終了してございます。供用開始予定平成26年4月ということで、こちらも既にオープンしてございます。

事後調査の区分ですが「工事の施行中その2」。このあと完了後の報告に変わっていきます。調査項目ですが、水質汚濁と廃棄物でございます。

水質汚濁についてですけれども、掘削工事におけます孔壁安定剤の使用に伴い、地下水によります汚濁の関係の水質調査、こちらを行ってございます。地下水の水質汚濁に係る環境基準と比較しますと、鉛が1地点で環境基準を超過しておりましたが、その他の項目については基準を満足してございました。

報告書の10ページをご覧いただきたいと思います。こちらが調査地点等の図面になりますけれども、北側のオレンジ色で囲ってある地区、こちらに地中熱交換器、こちらが設置してございます。こちらの影響を見るために、地点A、それと地下水の流域の下流側に地点B、こちらを調査地点としてございます。今回の計画地周辺の地下水につきましては、西から東にかけてゆるやかに流れております。鉛につきましては、孔壁安定剤を使用したエリアの直近である地点A、こちらでは検出されず、下流側にあたります地点Bで検出されております。従いまして、今回の工事による影響ではないというふうに考えてございます。

では本日の資料30ページにお戻りください。廃棄物についてですけれども、建設発生土および建設汚泥の発生量は予測結果よりも減少してございます。この減少した理由ですけれども、まず駐車場入り口におけます地面と擦り付け等を考慮しまして、建設GLを1m上

げたことによりまして、既存盛り土の掘削量が減少していると。また建設汚泥につきましては、地下熱交換器、これの本数を減少したことにより減少しているというふうに考えてございます。建設廃棄物の発生量につきましては、仮設材の削減・再利用の促進を行ったことによりまして、予測を下回ってございます。

苦情については特にございません。

続きまして 31 ページをご覧ください。「豊洲新市場建設事業」の事後調査報告でございます。こちら答申が平成 22 年の 11 月 18 日、報告の受理日が平成 26 年 7 月 14 日でございます。事業の種類ですけれども、「卸売市場の設置」、「自動車駐車場の設置」でございます。規模ですが、計画地は江東区豊洲 6 丁目地内でございます。敷地面積約 40 万 7,000 m<sup>2</sup>、主要用途が卸売市場、商業施設、駐車場でございます。駐車場の台数ですが約 6,300 台としてございます。工事予定期間ですが、平成 23 年～27 年度。供用開始予定が平成 27 年度でございます。

事後調査の区分ですが、「工事の施行中その 3」でございます。調査項目ですが、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、廃棄物でございます。

大気汚染についてですけれども、汚染土壌の掘削・処理等および汚染地下水の処理等に伴うベンゼン等揮発性物質の調査結果についてですけれども、トルエンにつきまして、地域内で最大値、秋および冬の調査で 6 地点のうち 1 地点から 0.1ppm、それと 0.028ppm を検出しまして、自主管理値 0.02ppm を超過してございました。これにつきましては、引き続き調査をして観測していくこと、としてございます。その他の物質につきましては、特に問題はございませんでした。

続きまして「(4) 工場車両の走行に伴う二酸化窒素」についてですが、こちらの期間平均値は、ナンバーG の期間平均値が予測値を下回っている以外は、期間平均値、それと調査期間中の最高値につきまして、いずれも予測を上回ってございます。しかし作業時間以外、夜間等ですが、こちらにつきましても予測結果を上回っている状況がございますので、工場関連車両の走行台数が特に影響したというふうには考えてございません。

続きまして 32 ページ、騒音・振動でございます。建設機械等の稼働に伴います騒音、こちらにつきまして調査結果 79dB ですが、こちら予測値 73dB を上回ってございました。条例の勧告基準は下回ってございます。仮設土壌処理プラントの稼働に伴います騒音ですが、こちら調査結果、予測値を上回ってございますが、条例の規制基準値、こちらは下回っ

でございます。工事用車両の走行に伴います調査結果ですけれども・・・すみません、この所、文章間違いがありますので訂正させていただきます。その部分の2行目になりますが、「条例の規制基準値（70dB）」とありますが、これが「環境基準」の間違いです。同じくその下の行にも「条例の規制基準値（70dB）」とありますが、これも「環境基準」の間違いです。申し訳ございません。工事用車両の走行に伴う騒音の調査結果、こちら4地点で行っているのですけれども、ナンバーC地点、こちらが63dB、ナンバーG地点、こちらが64dBと、予測値を3dB～4dB上回っております。続きまして、こちらの工事用車両の走行がない時間帯につきましても予測を上回っているレベルでしたので、工事用車両の影響は少ないというふうに考えてございます。

続きまして4番、水質汚濁についてですが、仮設地下水処理プラントの処理済み排水、こちらにつきましても調査結果ですが、全て、下水の排除基準、こちらを下回っております。汚染地下水の浄化完了時の調査結果ですが、こちらについても全て環境基準を下回っております。

土壌汚染ですが、盛り土の安全性調査結果、こちら合計95地点で、120検体で指定基準の超過が確認されてございます。基準超過物質は、ヒ素（溶出）、こちらが56地点67検体、鉛（含有）6地点6検体、六価クロム化合物（溶出）6地点6検体、フッ素（溶出）36地点46検体、こちらが指定基準を超えてございました。これらにつきましては、仮設土壌処理プラントにおきまして、指定基準以下に処理した後に埋め戻し土として作業すること、となっております。仮設土壌処理プラントの処理済み土壌の調査結果では、全ての調査項目で指定基準を下回っております。粉砕に伴う土壌の安全確認調査結果、こちら3区画で4検体実施しているのですけれども、全てで指定基準、こちらを下回っていることを確認してございます。

地盤・水循環についてですけれども、地下水位につきましても、1m～2mの幅で変動が見られましたが、これが降水、雨と連動しておりまして、工事の影響と考えられるような異常な変動は見られませんでした。道路面、それと鋼管矢板杭頭の変位についてですが、各街区におきまして管理値30mm以内ということで、著しい変化は認められませんでした。

廃棄物についてですけれども、コンクリート塊約85,462 m<sup>3</sup>、木くず約2,330 m<sup>3</sup>、金属くず約2,445 t、それと廃活性炭、こちらが約74 m<sup>3</sup>と、プラス約12 tですが、こちらにつきましてもは再利用・再資源化100%を実施しております。その他につきましても適切に処理し

てございます。

苦情については、特にございません。

○宇山アセスメント担当課長 それでは続きまして、変更届にまいります。33 ページをご覧ください。「紀尾井町南地区開発事業」ということで、答申は平成 24 年 3 月 26 日、受理が平成 26 年 6 月 30 日でございます。事業の種類は「高層建築物の新築」で、紀尾井町 1 番地の一部ということで、旧赤坂プリンスホテルがあった場所に、高層建築物が新築されるというものでございます。敷地面積は、約 30,300 m<sup>2</sup>、延べ床面積は約 227,000 m<sup>2</sup>、高さは約 180m。用途としては、オフィス、ホテル、住宅、店舗、駐車所等。工事期間は、平成 24 年 6 月～平成 28 年 5 月で、現在工事中でございます。供用開始予定は平成 28 年度となっております。

変更理由としましては、事業の進捗に伴い、周辺環境への影響を考慮し、計画建築物の高さ、デザイン等の再検討を行って、その結果、「オフィス・ホテル棟の屋上部の北側の一部を低くし、住宅等の最高高さを約 90mに変更した。また住宅については 140 戸に変更した」ということと、「緑化計画について併せて計画建築物との調和や歩行者動線への配慮を図り変更した」というものでございます。

主な変更の内容は、表に記載があります通り、全て小さくなる方向で、建築面積は 600 m<sup>2</sup>、住宅棟の高さは 10m低くなりまして、戸数も 60 戸、駐車台数も 90 台減ってございます。緑化計画につきましては、オフィスやホテル棟のエントランス部分や、計画地周辺の歩行者動線に配慮して変更を行っております。

今回の変更を踏まえまして、環境影響評価項目のうち、4 項目、日影、電波障害、風環境、景観について予測・評価の見直しを行っておりますが、今回の変更は全て縮小する方向での変更でございましたので、評価結果としましても、変更前と同程度であって、環境保全措置も徹底しますことから、評価の結論は変わらない、としてございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして 34 ページ、「練馬清掃工場建替事業」の変更届です。こちら答申が平成 21 年 9 月 25 日、変更届の受理日が平成 26 年 6 月 24 日になってございます。事業の種類ですが、「廃棄物処理施設の設置」。こちら規模ですけれども、所在地が練馬区谷原六丁目 10 番 11 号。敷地面積が約 15,000 m<sup>2</sup>。工事着工年度が平成 22 年度でございます。工場稼働年度ですが、平成 27 年度を予定してございます。処理能力ですけれども、1 日当たり 250 t の炉、こちらを 2 機設置する予定でございます。

変更の理由でございますが、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に伴います地下部の解体及び土工事、こちらの遅れ、並びに東日本大震災の復興需要の影響によります工事用車両や建設作業員の不足、こちらの理由によりまして、(2)にあります変更内容ということで、工事完了期間を2ヶ月延長するというものでございます。変更前は工事期間58ヶ月でしたが、変更後60ヶ月ということで、一応、平成27年の11月まで延長させていく予定でございます。

環境影響評価項目の再評価・見直しの結果ですけれども、今回、工事工程は延長されますが、各工程でのピーク時の状況、それと工事完了後の施設計画については、特に変わる点はございませんので、予測評価の見直しは特に行ってございません。

続きまして35ページ、「新海面処分場建設事業」の変更届です。こちら答申が平成6年8月3日、変更届の受理日が平成26年7月10日でございます。事業の種類が「埋立て」でございます。規模等ですが、埋立面積が約480ha、埋立処分量が約12,037 m<sup>3</sup>、護岸の延長ですけれども、約13,876mとなっております。

主な変更内容及び変更理由ですけれども、東京都の廃棄物等の埋立処分計画、これが改訂されまして、それに伴いまして、内容の変更を行ってございます。

新海面処分場に事業期間及び埋立処分量の変更ということで、まず護岸工事、こちらが変更前、平成8年から平成34年度以降だったものが、変更後、平成8年～平成39年度以降になってございます。埋め立て処分計画におきまして、埋立処分場の利用期間が平成33年度までから38年度までに延長された関係で、工事期間等が変更になってございます。廃棄物等の埋め立て処分ですが、今ご説明しましたが、変更前平成9年～34年度以降が、平成9～39年度以降に変更されてございます。埋め立て処分量ですが、変更前約5,300万m<sup>3</sup>が、変更後約5,400万m<sup>3</sup>に変更してございます。

「2 容量増大策の工事期間および施工量の変更」ですけれども、まず深堀工事ですが、海底地面を深堀りしまして、埋立場の容積を増加させる工事でございます。こちらにつきまして、Gブロックにおきまして、工事期間、これが変更前の平成13年度～平成20年度であったものが、平成13年度～平成23年度に変更になってございます。増大容量ですが、変更前は230万m<sup>3</sup>でしたが、これが400万m<sup>3</sup>に増えてございます。Dブロックにつきまして、工事期間が平成21年度～30年度まで、これが平成26年度から30年度までに変更されてございます。増大容量ですけれども、250万m<sup>3</sup>が200万m<sup>3</sup>に、50万m<sup>3</sup>ほど減少してご

ざいます。

続きまして沈下促進工事ですが、これは浚渫土を埋め立てたあと、バーチカルトレーンの打設等によりまして、圧密沈下を促進しまして容量を増大させるものでございます。こちらCブロックで行いますが、工事期間が平成19年度～平成24年度が、平成19年度～27年度に変更になってございます。

環境影響評価項目の再評価・見直しの結果ですけれども、埋め立て処分計画の延長に伴いまして、埋立処分量、これは増加しますけれども、年次別の埋立処分量それと護岸工事量が、評価書と比べまして縮小されます。廃棄物等の搬入車両、建設機械・船舶、これの稼働による影響に変化がないということで、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、水生生物、いずれの項目についても評価の結論は変わらない、というふうに考えてございます。

変更届については以上で、続きまして36ページをご覧ください。東京都環境影響評価条例第90条に基づく報告ということで、事業名が「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）」こちらの事業でございます。こちらにつきましては、法アセスでございます。答申ですが、平成18年11月14日、報告の受理日が26年7月14日でございます。事業の種類ですが「都市高速道路の新設」でございます。規模ですけれども、事業区間、起点が世田谷区宇奈根三丁目、終点が練馬区大泉町四丁目でございます。道路延長ですが約16km、車線数が、往復6車線でございます。

変更内容の概略についてですけれども、報告書の3ページをご覧ください。事後調査の報告（事業計画の変更）と書いてあるこちらの報告書になります。こちらの3ページに図面等がありますので、ちょっとこちら等をご覧になりながら、聞いていただければと思います。

まず変更の理由ですけれども、「本事業の地中拡幅部」、これ、本線と地上からのランプが結合する部分ですけれども、こちらが市街化された地域の近くにおきまして、「大規模な非開削による切り拡げ工事」となっております。その施工上の安全性、長期的な建設物の健全性、こちらを確保するために、地中拡幅部の構造を見直す、ということでございます。そのために、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルの分岐・合流部分の構造を見直すということでございます。

図の4.1.1-1、こちらをご覧いただきたいんですけれども、真ん中の所にあります、左

が変更前ということで、楕円形の断面が今回変更後、円形の断面に変わるということで、多少幅が広がってございます。それぞれの部分によりましては、幅が大体 1m~3m 増加する、という予定でございます。

これらに基づきまして、環境影響評価項目の再評価の結果ですけれども、まず評価書で水循環についてどのように予測していたかといいますと、まず浅層地下水についてですけれども、インターチェンジ・ジャンクション等の開削部分におきまして影響があると。そのため、環境保全のための措置を実施する。ただし、シールドトンネルの工事につきましては、浅層地下水については影響はないというふうに予測してございます。また、深層地下水につきましては、水圧の低下量が 1kpa~15kpa (キロパスカル)、長さにしますと 10cm から 1.5m と小さく、こちらにつきましては地上部およびシールドトンネル、いずれも影響がないというふうに評価書は予測してございます。

それに基づきまして、今回見直しですけれども、水循環につきまして、道路及び換気所の存在に係る地下水の水位および水質、それと掘削工事・トンネル工事の実施に係る地下水の水位および水質についてですけれども、深層地下水の水圧の低下量、これが約 1kpa~15kpa ということで、先ほどの予測と変わらない状況でございます。このことから、深層地下水は保持されるというふうに予測してございます。ということで、特に見直しの必要はないと書いてございます。

続きまして廃棄物についてですけれども、地中拡幅部の構造の見直しによりまして、建設発生土が約 5 万 m<sup>3</sup> 増加します。ただ、変更前の建設発生土ですけれども、974 万 m<sup>3</sup> でするので、増加量はわずかであると。これにつきましてはできる限り再利用に努めると。再利用できないものについては関係法令を順守しまして、東京都等の許可を受けている業者に委託しまして、適切に処理・処分をするということで評価の結論につきましては、変更前と変わらないというふうに考えてございます。

受理報告については、以上です。

○田中会長代理 ありがとうございます。だいぶ数多くの受理報告がございましたので、ほとんど時間が説明で終わってしまったんですけれども、ただ今の報告に対しまして、ご質問等ございますでしょうか？

まず 1 つ、この環境影響評価調査計画書が上に 2 つありますが、これの取り扱いはどういうことになのでしょうか？

○宇山アセスメント担当課長 今回、ペニンシュラと武蔵村山センターということで、2件ございますけれども、ペニンシュラにつきましては、もう既に部会のほうに文書で諮問させていただいております。武蔵村山センターのほうにつきましても、昨日か今日、発送しているはずでございますので、届いているか、近日中に届くということになっております。

○田中会長代理 もう部会に、付託されているわけですね？

○宇山アセスメント担当課長 そういうことです、はい。

○田中会長代理 分かりました。そのほか？どうぞ。

○中杉委員 「豊洲新市場建設事業」のところですが、いずれも評価値の中に入っているということで、この環境汚染の部分で、ちょっと気になるのは、ベンゾピレンが全体、地点ごとによって少し違ってきます。やっぱりナンバー3とか4という所が少し高い傾向があるので、これは何なんだろうかなという・・・目標値の中に入っているので、あえて言うことはないのですが、ちょっと実際にそのときの風向きがどうかということと、それから中間処理施設・・・入ってますよね、そういうこと的位置関係を少し見て、解析をしてもらったほうがいいのかというような感じがいたします。

それと、盛り土の安全性確認の所で、ヒ素とかフッ素はこういう場所ですから、1年期限ということで整備はできるんだろうと思うのですが、六価クロムと鉛の含有量というのは、どこら辺でなのか、これも自然由来である可能性もあると思うのですが、ちょっとそうでない可能性もあるので、どこで超えているのかを少し見ておいたほうがいいのか、というような感じがいたします。

それから、もう1つ質問なんですが、変更届のほうで、「新海面処分場建設事業」のところ、深堀りをしますよね、これは埋立容量が増えるということは、空間的に、それだけあれなので、深堀りしたときの掘った土っていうのは、上に持って行くのですか、と。それから沈下で、圧密で容量は変わらないのか、そこらへんのところも、ちょっと教えていただければと。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。まず豊洲新市場についてですが、ベンゾピレンにつきましては、事業者のほうに、詳しく解析するように伝えます。それと六価クロムと鉛の部分につきましても、細かい報告を受けておりませんので、そのへんについても詳しく調査いたします。

それと新海面の深堀りのあとの土壌についてですが、変更届の資料8をご覧ください

い。ちょっと資料の作りが分かりにくいのですが、普通のページのあとに、「資」と付いたページがありまして、その8ページをご覧ください。一応、今回、深堀りで出ました土につきましては、千葉県側の船橋水道の右肩にあります赤い丸の所、こちらのほうに埋めて、漁場整備事業の用材として活用する、というふうに聞いてございます。以上です。

○田中会長代理 よろしいですか？はい、どうぞ。

○寺島委員 今の新海面に関連してまた例のお願いなんですけれども、東京湾の海域というのは、江戸時代に交通の要所だった所なので、掘削、あるいは埋め立てに際しても、若干の考慮を頂けると非常にありがたいな、というふうに思っています。埋立地に何かを作るときにも、申し上げているので、埋め立てのときにも、やはり留意して、文字ですることは必要ないと思うのですけれども、留意していただくということで、結構だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいなど、お願ひでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 はい、事業者にはその旨伝えたいと思います。

○田中会長代理 はい、お願ひします。坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 騒音で2件、質問なんですけれども。まず23ページの「一般国道16号横浜町田立体建設事業」、橋桁架設工で71dB~72dBという部分なんですけれども、こちらの報告書のほうを見ると、稼働時が71dBで非稼働時が73dBとか75dBなんですけれども、これは工事に関係なく75dBぐらい出ているということですか？

○宇山アセスメント担当課長 この表から想定されるのは、やはり工事の影響というよりは、交通騒音の影響のほうをより受けていると想定されるということです。

○坂本委員 そうですか。では建設工事騒音は埋もれて測れない。

○宇山アセスメント担当課長 そうですね、ほとんど現れてきていないというような状況だと思います。

○坂本委員 もう1つが25ページの「ひばりが丘団地建替事業」なんですけれども、予測に対して7dB~11dBを上回ったという。別件でも町田先生のほうから、以前ご指摘があったような気がするのですけれども、やはり建設工事騒音のパワーレベルの見積もり、予測時の見積もりが甘すぎるのではないかな、という感想を持ちます。

それから分からないのが、こちらの報告書のほうを見ると、この建設工事騒音の81ページを見ているのですけれども、地点6、7、8、11と4地点あって、8は77dB、6は69dB

で8dBぐらい差がある。それで作業内容を80ページの表から見ると、ほとんど同じような作業なのかなと思うのですけれども、これで同じような作業をやっていてなんで8dBも差が出るのか、少し疑問なんですけれども。

○佐藤アセスメント担当課長 まず7dB~11dB程度上回ったという部分についてなんですけれども、予測の見積もりが甘かったといいますか、予測当時、パワーレベルだけで予測しまして、要は、瓦礫が崩れる音とかをちょっと想定していない。これは実際に測ったときには、瓦礫が崩れる音を相当拾っているということで、ちょっと予測値を上回っている、というふうに考えております。

それと地点6と8で、同じような工事内容なんだけれども、たしかに8dBほど違っているということについては、ちょっとこれについては、事業者のほうに確認させていただきます。

○坂本委員 崩す音っていうのは、予測の時点で・・・

○佐藤アセスメント担当課長 一応、機械のパワーレベルを想定していますので、瓦礫の崩れる音っていうのは入っていないという状況です。

○坂本委員 だから、予測しないのですか？

○佐藤アセスメント担当課長 できないのじゃないかな、と、なかなか。

○田中会長代理 よろしいですか？

○中杉委員 「大手町一丁目2地区開発事業」について、諮問案件なので、これから議論すればいいのか、ちょっと見ていて気になったのは、土壤汚染のところでは、大体条例とか法律に基づいて対策をするから、評価項目にしないよといっているのですけれども、こういう取扱いが問題なのか、ちょっとまちまちな感じがするんです。評価項目にしておいて、法律に基づいてちゃんとやりますよという評価書を書いていただくというのもあるのですが、何を問題にしているかというところ、その結果が報告されるか、されないか、なのです。「土対法なんかで調査をやりました、汚染がありました」、「なかった」ということの報告というのは、事後報告で出てくるかどうかというところがポイントになると思うんです。

実は大手町の事例は、特例地域なので土壤汚染の評価項目は対象外なんですけど、ここだけは土壤汚染対策の計画を書いている、その中で、事後報告の中でちゃんと結果を報告します、と書いてあるんです。そこらへんの扱い方の整合が、少し取れていないので、ここ

らへんのところを少し、どういうふうにするかというのを、考えていったほうがいいのか、ちょっとほかの事例も含めて、やはり事後、ほかの法律で管理されていても、結果については事後調査でご報告いただく必要があると思うので、それはどういうふうに整備をしたらいいかというのを少し事務局のほうで考えていただければ、というふうに思います。

○田中会長代理 そうですね。やはり何らかの形で報告書の中に入れていただければとなると、状況が分かると思いますので、ちょっとそのへん、検討していただけますでしょうか？

○佐藤アセスメント担当課長 はい。扱いについては、では事務局のほうでちょっと検討させていただきます。

○田中会長代理 はい、よろしく申し上げます。

ほかに・・・藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 資料の30ページにある「(仮称)IKEA立川建設事業」なんですけれども、廃棄物のリサイクル率が目標リサイクル率よりやや下回った、という表現があって、実際の事後評価報告書でも同じような表現なんですけど、その原因が全く記載されていません。たしかに数字はちょっとではあるのですけれども、1つも目標を達成していないので、これも一度、工事の完了後の事後調査報告書があると思いますので、そのときに、もしリサイクル率が下回るようであれば、必ずその理由を明記するように事業者をご指導いただきたいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。たしかに今回、目標をリサイクルが95%に対して93%と低くなってますので、最終の、次、工事の完了後の報告が出てきますので、その中で目標を達成できてなかった場合には、理由を明確に記載させるようにいたします。

○谷川委員 すみません、同じく廃棄物なんですけど、反対に、「京王電鉄京王線(柴崎駅～西調布駅間)及び同相模原線(調布駅～京王多摩川駅間)連続立体交差事業」、28ページのようなところでは100%というふうになっておりまして、ですからやはりこのへんの数字、意見は同じですけども、やはり客観的な数字をきちんと書いていただいて、コメントを頂くということが必要ではないかなと思います。

その中で、京王の資料の中の69ページを、たまたま100%ということなので確認したのですけれども、この際の表5の6の所、京王の69ページです、こちらのほうを見ますと、予測結果と事後調査結果がぴったり一致している数字が載っているんです。ですから、こ

ういうところもやはりきちんと客観的に数字を明らかにして、それで書いていただくようにしていただいたほうが、よろしいかと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。ちょっと69ページの表は、たしかに今、谷川委員にご指摘いただいて、本当に、全く、コンクリート塊、アスファルト塊も同じ数字、これについては再度確認いたします。京王電鉄の再資源化・有効利用化につきましては、「建設汚泥も100%って本当なの？」ということで事業者のほうに確認したのですが、コンサルを通じて、確実に行ってます、と一応書いてありますので、これについては再度確認させていただきます。

○田中会長代理 京王電鉄について、ちょっと私からも意見があるのですがけれども。この報告の中では地盤沈下に関して、「全ての地点で変化量が小さく、周辺に影響を及ぼすような地盤沈下は生じていない」と書いてありますけれども、こちらの報告書の本文の42ページの「開削工事区間」のF7のデータを見ますと、これ2012年の初めぐらいから13年にかけて、L1、L2、L3とも継続的に沈下しているんです。南側だと思いますけれども。これはやっぱり要注意だと思いますので、そういう目で監視、十分継続するということとは指導していただきたいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。こちらについては、まだ報告がありますので、継続して調査するよう、事業者のほうに伝えておきます。

○田中会長代理 ほかにございますか？はい、守田委員どうぞ。

○守田委員 本日の資料29ページの「東京急行電鉄東横線（渋谷駅～代官山駅間）地下化事業の水循環なんですけれども、要は地下水が掘削前と同程度でおおむね安定しているというふうになっているんですけれども、この事後報告書のA3の44ページ、地下水の変化、A3の大きいやつです、を見ますと、No.1とNo.2の地下水がともに上がって、No.1のほうは、1.5m、最初よりも上がっているんです。1と2、3、4、5、6は上流、下流に配置しているんですけれども、上流側が相対的に上がって、下流側が低いと。No.3、4とNo.5、6は2つとも同じような感じで、最初に戻っているんですけれども、このNo.1、No.2だけが、ちょうど構造物でせき止められた感じで、上流で上がって下流が下がって、そういう状態のまま、決して安定していないんです。今後、だからこのNo.1、No.2に関しては、きちんと監視して、「安定している」という、そういういい加減なあれではなくて、きちんと今後モニタリングをやって、理由についても検討していただきたい、ということでお願いし

たいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 たしかに、No.1、No.2につきましては、特にこのNo.1の上のほうに、まだ、基準からしてもたしかに1.5m近く・・・そうですね、もともと観測時が0mですか、それで今・・・約1.5m高くなっておりますので、これについては、引き続きこれ調査いたしますので、また高いところで安定するようであれば、それについてきちんと明確に記載させるようにいたします。

○田中会長代理 はい、木村委員どうぞ。

○木村委員 事後調査報告書の書き方について、細かいことですが、ちょっとお願いなんですけれども、25ページの「ひばりが丘団地建替事業」と、それから31ページの「豊洲新市場建設事業」では、いずれも大気汚染の日平均濃度を予測と比較しているのですが、そのときに何日測ったときの最高濃度なのかということが記載されていないんです。98%タイム値、2%除外値といずれも比較しているのですが、その日に、何日のうちの最高なのかが分からないと、日平均の98%値との比較は意味がないですから、多分、字数にしたら5~6字で書けるとお思いますので、ぜひそれを記載してもらいたいというふうに思います。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。記載方法について、ちょっと検討させていただきます。

○田中会長代理 ほかにございますでしょうか？事務局、何かございますか？

○宇山アセスメント担当課長 先ほどの中杉先生の「大手町一丁目2地区開発事業」の件なんですけれども、やはり項目として土壌汚染を選んでない場合につきましては、今回この大手町の件は、より細かくというか、報告をするという方向でたしかにこの中に事後調査で報告するとは記載がありますけれども、事務局からお願いすることはできますけれども、やはり原則としては、土壌汚染の項目を選んでいなくて、良しとされたものにつきましては、事後調査についても、なかなか強くお願いすることは難しいという状況でございます。

○中杉委員 そういうことであれば、調査項目として選びなさい、というコメントを出すことになるんだと思うんです。記載として予測して、実際には予測ができませんから、土壌汚染対策法、あるいは環境条例に基づいて、適切に処置しますという記載になるんだろうと思うのですが、そういうふうにして項目として予測を一応したことにして報告

してもらおうという形式を取るべきじゃないだろうかというふうに私は思いますので、そこらへんの扱いを、少し整理をしていただいたほうがいいのかなということで申し上げました。

○田中会長代理 よろしいですか？では、そのへん対応していただきたいと思います。

では私から、最後だと思うのですが、今日、受理されます環境影響評価書の「菱光石灰工業 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」のものなんですけれども、これは評価書案の段階で、私、担当して、地形それから水循環、かなり多くの意見を付帯させていただきました。そのほか、それぞれの項目につきまして、だいぶ多くの意見が付帯されているのですが、出てきた評価書を見ますと、非常に丁寧にそれに対応した形で評価書ができたということは、この審議会、かなり機能しているところが見受けられると思います。そういう意味で、やはり評価書案に対して十分な意見を付けるというのは非常にいいことではないかなというふうに感じました。

以上ですが、ではこれでよろしいでしょうか？だいぶ長くなりました。15分ほど超過しましたが、これをもちまして、本日の審議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 12 時 15 分閉会)